那覇市ミーティング・インセンティブトラベル・コンベンション

開催歓迎メニュー

募集要領

1.	開催歓迎メニュー実施の目的	2
2.	申請可能な方(支援対象)	2
3.	申請・受付に関すること	2
	支援メニューについて	
	 ご協力事項	
	宇施報告	

那覇市経済観光部観光課

令和7年4月

1. 開催歓迎メニュー実施の目的

那覇市内においてミーティング・インセンティブトラベル・コンベンションを開催する主催者及び参加者に対し、那覇市の地域資源等を活用した歓迎メニューの提供により、市内開催における満足度及び地域資源の認知度向上を目的とします。

2. 申請可能な方(支援対象)

歓迎メニューの申請が可能となるものは、以下の団体となります。

- (1) 公式日程のうち、主となる会議、懇親会等の会場が那覇市内で開催されるもの。
- (2) 次の誓約事項をすべて満たしていることを誓約できること。
 - 1.政治若しくは宗教目的、又は営利を目的としたものではありません。
 - 2.募集型企画旅行ではありません。
 - 3.禁固(拘禁刑)以上の刑に処せられている者はいません。
 - 4.那覇市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、 同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、那覇市が必要に応じて都道府県警察本部等に照会することについて承諾します。
 - 5.関係法令及び那覇市ミーティング・インセンティブトラベル・コンベンション開催歓迎メニュー実施要綱(以下、「実施要綱」という)を遵守します。
 - 6.実施要綱の次の内容について確認しており、誠実に対応します。
 - □那覇市が指定するアンケートの実施及び回収に関すること。(実施要綱第 11 条関係)
 - □自己都合により催事が中止となり支援の実施に掛かる費用が発生している場合は、全部又は一部 を 主催者が費用負担すること。(実施要綱第 14 条関係)
 - □開催情報の一部公表に関すること。(実施要綱第 16 条関係)
 - 7.当支援に関する書類を、支援を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管し、那覇市からの問い合わせ等に対応できる体制をとります。

3. 申請・受付に関すること

(1)申請は、那覇市オンライン申請システムより受け付けます。申請の流れは別紙「申請から報告までの流れ」をご参照ください。

https://lgpos.task-

 $asp.\ net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/45165a8f-e8c7-4608-b9e3-c1200c18695e/start$



由註用

- (2)支援事業に係る経費が予算額に達する場合、支援対象期間内であっても受付けを停止します。予算額に達する前に那覇市観光課ホームページ内にてその旨を通知します。
- (3) 支援メニューの実施は、原則1案件につき1つのみとします。ただし「国際通りストリートビジョン」の活用は他支援メニューと併用可能とします。

4. 支援メニューについて

(1) 提供する開催歓迎メニューは以下の通りです。

支援メニュー	実施内容
なはまぐろPR	なはまぐろ [※] の PR 及び試食用のなはまぐろを提供します。 ※那覇市泊漁港で水揚げされる生鮮マグロを"なはまぐろ"と呼びます。

・なはまぐろのPRのため、次のPRを実施させていただきます。

会場内でのアナウンス (例. 司会等から会場の参加者に向けてなはまぐろの特徴・魅力をアナウンス) 会場での紹介用バナー設置 (例. なはまぐろ紹介用バナーを、会場内に設置)

なはまぐろ PR 映像の放映 (例. なはまぐろ PR 映像を、会場内に簡易モニター等で放映)

- ・参加者の人数に応じたなはまぐろの刺身(2切/食)を提供します。最大300人分まで対応いたします。 それを超える場合には、主催者のご負担にて用意することは可能です。
- ・実施する会場で定められた料理プランに入っていることを条件とし、料理内容の調整・単価減額の交渉 は行わないようお願いいたします。
- ・別途、なはまぐろ解体ショーの実施をご案内可能です。実施可能な事業者様をご紹介いたしますので、 直接ご調整ください。
- ※申請後、那覇市から実施予定の施設等へ実施可否について確認します。実施できない場合もありますので、予めご了承ください。

那覇市伝統芸能演舞

那覇市伝統芸能演舞団体による演舞 (獅子舞、エイサー、三線など) を行います。

- ・芸能団の会場における控室及び飲物軽食等は、主催者様のご負担にて準備をお願いいたします。又、駐車場確保をお願いする場合があります。
- ・音響設備の有無につきましては、派遣会場へ事前にご確認ください。整っていない場合は、主催者様の ご負担にて準備をお願いいたします。

意点

留

留

意

- ・出演にかかる場所、控室、その他必要となる機材等について、主催者様の負担において準備をお願いい たします。
- ・リハーサルは通常、レセプションの約1時間以上前に行います。
- ・芸能アトラクションについては、芸能団体によって演奏、演舞できる演目は決まっています。ご要望ございましたら、可能な範囲で調整いたしますが、全てのご要望にお応えできない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

支援メニュー	実施内容
那覇観光アンバサダー	那覇観光アンバサダーを表彰式やレセプション等へ派遣し、那覇の紹
	介・観光の PR のほか、以下の活動が可能です。
	① 那覇の紹介・観光の PR (必須)
	② 花東・記念品贈呈
	③ 表彰など式典サポート・エスコート

- ・「那覇の紹介・観光のPR(必須)」は原則日本語となります。外国語は英語・仏語のみ対応可能ですので申請の際にご要望ください。
- ・那覇観光アンバサダーは2名在籍しておりますが、他の活動状況を踏まえて派遣人数、派遣者等を那覇市 にて決定します。全てのご要望に対応いたしかねる場合もございますので、予めご了承ください。
- ・那覇観光アンバサダーの会場における控室は、主催者様のご負担にて準備をお願いいたします。又、駐車場確保をお願いする場合があります。
- ・拘束時間は、3時間以内(会場までの移動・事前打ち合わせ・撤収も含む)で設定してください。
- ・次のいずれかに該当する場合は、那覇観光アンバサダーの派遣を認めません。
- ・公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合。
- ・特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- ・営利を目的とする場合又はその比重が高いと判断した場合。
- ・酒宴等の席における接客行為を含む場合。
- ・午後10時以降の活動を予定する場合。
- ・その他、派遣することが不適当と判断した場合。

国際通りストリート ビジョンの活用

那覇市での開催に歓迎の意を込め、催事名(学会、大会、企業名など) を国際通りストリートビジョン(デジタルサイネージ)で放映します。

- ・那覇市が指定するデザインへ催事名等を掲載し、放映します。(民間広告の合間に放映します。)
- ・国際通りストリートビジョンは、1ロール10分(40枠)、1枠15秒編成となっております。
- ・他の放映の状況などにより、放映枠の変動、又は、放映できない場合があります。
- ・放映期間は原則、対象催事が行われる初日の週の月曜日を1日目とし、7日目となる日曜日までの7日間となります。対象催事が、7日間を超えて行われる場合は、主催者様と那覇市の協議のうえ、放映期間を決定します。
- ・放映時間は、午前6時から午後11時59分までとなります。
- (3) 支援内容等の変更の際、派遣事業者のキャンセルポリシーにより、キャンセル料金 が発生する場合がございます。状況によっては申請者に対しキャンセル料を申し受 ける場合がございますので、予めご了承ください。

留

5. ご協力事項

(1)支援メニューにつきまして、「那覇市からの提供である」旨を必ず参加者の皆様へ 周知して頂きますようお願いします。

【周知方法の事例】

- ・司会者等からのアナウンスによる周知
- ・参加者の方へお配りする行程表、案内文書、開催されるイベントの特設Webサイト等 における、「那覇市から開催サポートを受けている」旨の記載
- (2) 那覇市での開催歓迎メニュー活用事例等として、支援した催事の概要の一部(業種、開催期間、開催場所、参加者数内訳、開催の様子など)を公表させていただく場合があります。
- ※事前に公表可否についてご確認いただきます

6. 実施報告

(1) 報告は、那覇市オンライン申請システムより受け付けます。報告時に必要な提出資料は以下の通りです。

https://lgpos.task-

 $asp.\ net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/334b3dab-f9f6-4187-fearer and for the contraction of the$

b98b-576d7d7de704/start



報告用

提出資料:① 開催歓迎支援を受けている旨を周知したことが分かる資料

- ② 支援を受けた会場の様子が分かる資料
- (2) 実施終了日より起算して原則15日以内(土日祝日含む)に提出してください。

以上